

事例9 (株)福井銀行による(株)福邦銀行の株式取得

第1 当事会社等

株式会社福井銀行（法人番号9210001003641）は地方銀行，株式会社福邦銀行（法人番号8210001003262）は第二地方銀行であり，いずれも，福井県内に本店を置き，主に同県内で銀行業を営んでいる。

以下，株式会社福井銀行を「福井銀行」，株式会社福邦銀行を「福邦銀行」，福井銀行及び福邦銀行を併せて「当事会社」という。また，福井銀行と結合関係のある企業の集団及び福邦銀行と結合関係のある企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は，福井銀行が，福邦銀行の株式に係る議決権を50%を超えて取得すること（以下「本件株式取得」という。）を計画しているものである。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社グループは，令和2年6月，福井銀行による福邦銀行の株式取得の計画があることについて自主的に公正取引委員会に説明し，以降，当委員会は，当事会社グループから当該計画について口頭又は資料提出により説明を受けた。

その後，当事会社グループは，令和3年1月14日，福井銀行による福邦銀行の株式取得に係る基本合意を行うとともに，その旨を公表した。本件株式取得は，福井県に本店を置く有力な銀行同士が結合するものであり，同県内における競争に影響を与える可能性があると考えられたことから，当委員会は，引き続き当事会社グループに事実関係等について説明を求めるとともに，競争事業者及び需要者に対し，資料提供依頼又はヒアリングを行って必要な事実を確認した。

その後，令和3年5月17日に，当事会社グループから，独占禁止法の規定に基づき本件株式取得に関する計画届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，当該計画届出書，当事会社グループから提出された資料等のほか，競争事業者及び需要者からのヒアリング結果等を踏まえて，本件株式取得が競争に与える影響について審査した。

2 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合する各取引分野のうち、本件株式取得による競争への影響が比較的大きいと考えられる事業性貸出しに係る取引分野については、本件株式取得により、中小企業を始めとする需要者にとって当事会社に代わる借入先の十分な選択肢がなくなり、当事会社が金利その他の取引条件をある程度自由に左右することが可能となるか否かという観点から、重点的に審査を行った。その結果、後記第6のとおり、福井県内のいずれの地域においても、競争事業者が複数存在し、十分な牽制力を有すると認められることなどから、本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また、当事会社グループが競合するその他の取引分野である、非事業性貸出し（後記第4の2(2)参照）、預金、為替、投資信託販売、公共債販売、保険代理店及びクレジットカードに係る各取引分野についても、競争事業者の牽制力が十分であると認められることなどから、いずれも本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

以下、事業性貸出しに係る取引分野についての審査結果について詳述する。

第4 金融機関及び貸出業務の概要並びに役務範囲

1 金融機関の概要

事業性貸出しを行う金融機関としては、銀行、協同組織金融機関及び政府系金融機関がある。

(1) 銀行

銀行は、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行に大別される。都市銀行及び地方銀行については、それぞれ複数の者が福井県内に店舗を置き事業を営んでいる。これに対し、福井県内に店舗を置く第二地方銀行は、福邦銀行のみである。

また、福井県内には店舗がないが、福井県に隣接する他府県に店舗を置く都市銀行及び地方銀行も、福井県内の一部の需要者と取引を行っている。銀行の貸出先については、基本的に、法令上の制限はない。

(2) 協同組織金融機関

福井県内に店舗を置く協同組織金融機関としては、信用金庫、信用組合、農業協同組合（以下「農協」という。）、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）等がある。

このうち、信用金庫は、貸出先は原則としてその会員であり¹、会員資格を有する者は、法人の場合、常時使用する従業員数が300人以下又は資本金の額等が9億円以下の者に限られる²。

信用組合は、原則として組合員を貸出しの対象とし³、組合員資格を有する者は、事業者の場合、基本的に、資本金の額等が3億円（卸売業は1億円、小売業及びサービス業は5000万円）以下の法人又は常時使用する従業員数が300人（卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の者に限られる⁴。

農協及び信漁連の貸出先は、原則として組合員（信漁連についてはその会員たる漁業協同組合の組合員）である⁵。農協の組合員資格を有する者は、主として農業者であり、法人については、従業員数が300人以下又は資本金等の額が3億円以下の者に限られる⁶。また、漁業協同組合の組合員資格を有する者は、主として漁業者であり、法人については、従業者の数が300人以下であるなどの要件を満たす者に限られる⁷。

(3) 政府系金融機関

政府系金融機関としては、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が、福井県内に店舗を置き事業を営んでいる。

商工中金は、中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とする⁸金融機関である。貸出先は、商工中金の株主（中小企業等協同組合等）、その組合員等に限られ、基本的に中小企業⁹に対して貸出

¹ ただし、相手方が地方公共団体である場合などには会員以外への貸出しも可能である（信用金庫法第53条第2項及び信用金庫法施行令第8条）。

² 信用金庫法第10条第1項及び信用金庫法施行令第4条。

³ ただし、相手方が地方公共団体である場合などには例外的に会員以外への貸出しも可能である（中小企業等協同組合法第9条の8第2項第5号及び中小企業等協同組合法施行令第14条第1項）。

⁴ 中小企業等協同組合法第9条の8第1項1号、第8条第4項及び第7条第1項第1号。

⁵ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び水産業協同組合法第11条第1項第3号。ただし、相手方が地方公共団体である場合などには例外的に組合員以外への貸出しも可能である（農業協同組合法第10条第20項、水産業協同組合法第11条第10項、水産業協同組合法施行令第2条第1項等）。

⁶ 農業協同組合法第2条第1項及び第12条。

⁷ 水産業協同組合法第18条。

⁸ 株式会社商工組合中央金庫法第1条。

⁹ 製造業等については資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下、卸売業については資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下、サービス業については資本金の額等が5000万円以下又は従業員数が100人以下、小売業については資本金

しが行われている。

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することなどを目的とする¹⁰政府全額出資の金融機関である。日本公庫の事業は、国民生活事業、中小企業事業及び農林水産事業に分けられるところ、国民生活事業については小規模事業者及び個人事業者を、中小企業事業については中小企業を、農林水産事業については農林漁業者を、それぞれ主な貸出し対象としている。一部の例外を除き、融資制度ごとに詳細な貸出要件が定められており、要件を満たした者しか貸出しを受けることはできない¹¹。また、貸出対象、貸出限度額、貸出期間、利率等の貸出条件は、主務大臣の認可を受けてあらかじめ定められている。

2 貸出し業務の概要

金融機関の行う貸出業務は、事業者等を対象とする「事業性貸出し」と、一般消費者を対象とする「非事業性貸出し」に大別される。

(1) 事業性貸出し

事業性貸出しは、事業者又は地方公共団体に対して資金を貸し出す業務である。

以下では、まず事業者への貸出しについて記載し（後記アないしオ）、次に地方公共団体への貸出しについて記載する（後記カ）。

ア 取引開始の契機等

金融機関及び需要者からのヒアリングによれば、福井県内の事業者への貸出しは、金融機関の各店舗に勤務する営業担当者が、需要者を定期的に訪問して資金需要を把握し、貸出しの提案をすることを契機として行われることが多い。

需要者が借入先金融機関を選択するに当たっては、金利水準のほか、固定金利又は変動金利の別、担保や保証の要否及び内容、返済に係る期間その他の返済条件を考慮する。また、後記エのように複数行取引を行う需要者の場合、各金融機関からバランスよく借り入れるため、その時点で取引依存度が低い金融機関を選択する場合もある。

の額等が5000万円以下又は従業員数が50人以下の会社等（中小企業基本法第2条第1項）。

¹⁰ 株式会社日本政策金融公庫法第1条。

¹¹ 日本公庫ウェブサイト (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>)。

イ 取引条件等

金融機関は、事業者への定期訪問により情報を収集し、決算書等によって財務状況を確認し事業者の信用格付けを行う、投資計画等の収益性を評価するなどして、貸出しに関する審査を行う。

取引条件は、貸出し案件ごとに、金融機関と需要者との間の相対交渉により決定され、金利は、金融機関がコスト等の状況を踏まえて提案する（金融機関が金利水準を検討する際の考慮要素については後記を参照）。

ウ 契約後の訪問

金融機関は、貸出し契約の締結後についても、貸し出した資金の全額が予定どおり返済されるよう与信管理を行うなどの目的で、定期的に、又は不定期に繰り返し、事業者を訪問することが多い。

事業性貸出しでは、取引獲得のための営業活動だけでなく、このような貸出し後の需要者への継続的訪問にも人員が必要となるため、貸出しを行う上では、そのための営業人員や拠点となる店舗といった体制面の整備が必要となる。

エ 需要者の取引先金融機関数等

金融機関及び需要者からのヒアリング等によれば、福井県においては、需要者は、資金の安定調達やリスク分散を図るためなどの理由で、複数の金融機関と取引をする「複数行取引」を行うことが多いが、単一の金融機関のみと取引をする「一行取引」を行う事業者もいる。事業者が取引を行う金融機関の数は、事業規模や借入金額が大きいほど増える傾向にある。

事業者は、取引を行っている金融機関のうち、借入残高が最も多い金融機関又は長期的な取引関係が持続している金融機関をメインバンクと認識している。ただし、金融機関及び需要者からのヒアリングによれば、福井県の需要者は、メインバンク以外の金融機関であっても金利等の条件が良ければ借入れを行う傾向にあり、また、メインバンクと同等あるいはそれを超える金額を借り入れている金融機関が他に複数ある需要者もあり、メインバンクが存在することにより取引先金融機関の選択が制約されているという状況は確認できなかった。

オ 金利の決定要因等

金融機関からのヒアリングによれば、事業性貸出しの貸出金利は、①

調達コスト、②銀行経費、③信用コスト、④利益を基に、他の金融機関との競争状況、担保及び保証の状況、返済期間、需要者とのその他の（当該貸出案件以外の）取引状況等を勘案して決定される。

①調達コストは、銀行が資金調達に要する費用である。銀行は、預金又はインターバンクと呼ばれる金融機関相互の資金市場から貸出しの原資となる資金を調達しており、当該調達に要する金利が調達コストとなる。

②銀行経費は、貸出業務に係る人件費、店舗等の物件費、事務経費等である。

③信用コストは、貸出先が返済不能になった場合に負担することになる損失をあらかじめ見積もったものである。

④利益は、金融機関にとっての利益部分である。

金融機関は、通常、上記①ないし④を勘案して、貸出先の経営状況や融資期間ごとに標準的な金利を定めている。金融機関は、需要者に提示する金利を、上記の標準的な金利を基に、貸出し案件に係る他の金融機関との競争状況、貸出先需要者とのその他の取引状況等を勘案して決定する。

上記のうち、特に②ないし④は、金融機関により異なる。②の銀行経費は、店舗網の密度や事務処理の効率性のほか、営業にどの程度の手をかけるかによっても異なる。例えば、同じ区域内に多数の店舗を設置し、一需要者当たりの融資金額が少なく、各営業担当者が比較的少数の需要者を担当し各需要者への訪問に時間をかけている金融機関は、銀行経費が高くなる。また、③の信用コストについては、需要者や貸出し案件についてどの程度情報収集ができていないかや、それをどのように評価するかが金融機関により異なる。以上のことから、各金融機関は、他の金融機関のコスト水準を把握し難い状況にある。

競争事業者からのヒアリングによると、福井県においては、複数の金融機関が個々の取引について競争する場合、需要者に対し、コストを下回る水準の金利を提示することも珍しくない。

カ 地方公共団体等への貸出し

地方公共団体は、一般の事業者と異なり、地方自治法等に基づき地方債又は一時借入金により金融機関から貸出しを受けている。

地方公共団体への貸出しは、法令上、いずれの金融機関でも行える。金融機関及び地方公共団体からのヒアリング等によれば、福井県における地方公共団体は、基本的に、指名競争入札その他の方法（以下「入札

等」という。)により、最も低い金利で借入れできる金融機関と契約している。福井県内の地方公共団体向けの貸出しに係る入札等に参加する者は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び信用金庫のほか、農協、信漁連等である。

以上のように、地方公共団体への貸出しは、一般の事業者に対する貸出しとは取引の方法や内容が異なる。

(2) 非事業性貸出し

非事業性貸出しは、一般消費者に対して資金を貸し出す業務である。非事業性貸出しは、資金の使用目的別（多目的のものを含む。）に、住宅ローン、教育ローン、オートローン、フリーローン及びカードローンに大別される。

取引は、住宅ローンにおける住宅メーカーなど資金需要の基となるサービスを提供する事業者の紹介、金融機関の店舗やローンセンター等への需要者の訪問、インターネットによる申込み等を通じて行われることが一般的である。

非事業性貸出しについては、金融機関は、目的別に金利等の貸出条件を定めた定型の貸出商品を用意しており、基本的には、個別の取引ごとに貸出条件を変更することはない。金利等の貸出条件は、各金融機関のウェブサイト等で公表されており、一般消費者がこれらと比較することは容易である。

第5 一定の取引分野の画定

1 役務範囲

(1) 事業性貸出し及び非事業性貸出し

ア 需要の代替性

事業性貸出しの需要者が事業者及び地方公共団体であるのに対し、非事業性貸出しの需要者は一般消費者であり（前記第4の2）、需要者自体が異なる。さらに、金融機関は、事業性貸出しに当たって用途を確認しており、借入金を異なる用途に使うことは認めていない。また、非事業性貸出しは、通常、事業性貸出しよりも貸出金額が少額であり、事業性貸出しの代わりにはならない。以上のことから、両者は需要者にとって代替的な関係になく、需要の代替性は認められない。

イ 供給の代替性

事業性貸出しでは、個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出

条件を設定する必要があるため（前記第4の2(1)）、金融機関には、定期的に事業者を訪問するなどして信用状況等を把握又は評価し、貸出条件に反映させるための専門性や経験が必要となり、これらの獲得には、相当程度の費用及び期間が必要となる。また、事業者への定期的な訪問を行うためには、その拠点となる店舗と相応の数の営業人員が必要となる。

一方、非事業性貸出しは、個々の消費者の信用状況等に限らず、貸出条件が一定である（前記第4の2(2)）。また、貸出審査についても、保証会社の審査に依拠することが可能である。このため、事業性貸出しに求められるような専門性及び経験並びに店舗及び人員までは必要とされない。

したがって、事業性貸出しと非事業性貸出しでは、必要となる店舗、人員数、専門性及び経験が異なり、特に非事業性貸出しから事業性貸出しへの切替えは容易ではないことから、事業性貸出し及び非事業性貸出しの間の供給の代替性は限定的である。

ウ 小括

以上のことから、事業性貸出し及び非事業性貸出しは、それぞれ異なる役務範囲として、競争の実質的制限についての検討を行った。

(2) 需要者ごとの検討

当事会社は、大企業・中堅企業、中小企業¹²及び地方公共団体に対して事業性貸出しを行っている。

この点、大企業・中堅企業、中小企業及び地方公共団体は、それぞれ事業規模や事業を展開する範囲、事業の性質等が異なり、借入金額、取引方法等が異なる。また、借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限等が異なる（前記第4の1）ことから、大企業・中堅企業、中小企業及び地方公共団体は、それぞれ取引を行う金融機関が異なる。

以上のことから、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」を、それぞれ異なる役務範囲として画定した。

各役務範囲における競争事業者の範囲については以下のとおり検討した。

¹² 中小企業基本法第2条第1項の要件を満たす者（前掲注8参照）を「中小企業」、これに該当しない者を「大企業・中堅企業」とした。

ア 大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は、事業規模が大きく、多額の資金を必要とし、借入金額が大きい傾向にある。

この点、銀行は、法令上、貸出対象者の規模、業種等に関する制限がなく（前記第4の1(1)）、貸出限度額も大きい。このため、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入先とすることが可能である。

信用金庫、信用組合及び商工中金は、法令等により貸出対象者が基本的に中小企業に限られている（前記第4の1(2)）。また、日本公庫は、中小企業等を主な貸出先としている（同(3)）。このため、大企業・中堅企業が、これらの金融機関を代替的な借入先とすることができる場合は限られる。

農協等は、基本的に貸出対象者が農業者等に限られる上、貸出先は原則として組合員であるところ、大企業・中堅企業は組合員資格を有しない（前記第4の1(2)）。

以上のことから、大企業・中堅企業向け貸出しにおける競争事業者の範囲は銀行であるとして検討を行った。

イ 中小企業向け貸出し

中小企業は、事業規模及び借入金額が比較的小さい傾向にあるところ、銀行は、中小企業の資金需要に応えることが十分可能であるため、中小企業は、各銀行を代替的な借入先とすることができる。

信用金庫及び信用組合については、貸出対象者の規模に係る制限があるが、中小企業は全て対象となる（前記第4の1(2)）。また、法令で定められた貸出限度額は、中小企業が借入れを行う上での制約とならず¹³、中小企業は、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

農協等については、基本的には貸出対象者が農業者等に限られている（前記第4の1(2)）。商工中金及び日本公庫は、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としている。また、商工中金は、貸出先が株主とその組合員等に限られ、日本公庫は、一部の例外を除き融資制度ごとに定められた詳細な貸出要件を満たす者への貸出しを行っている（同(3)）。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

¹³ 金融機関等からのヒアリングによると、中小企業について、法令上の貸出限度額が制約となって資金需要を満たすことができない場合はほとんどない。

したがって、中小企業向け貸出しにおける競争事業者の範囲は銀行、信用金庫及び信用組合とし、農協等、商工中金及び日本公庫については、必要に応じて、隣接市場からの競争圧力として検討することとした¹⁴。

ウ 地方公共団体向け貸出し

前記第4の2(1)カのとおり、福井県における地方公共団体は、基本的に入札等の方法により最も金利の低い金融機関を借入先としている。金利以外の取引条件については、地方公共団体が定めているため当事会社が左右することはできず、金利については、当事会社が高い金利を提示すれば契約を獲得できないこととなる。

また、地方公共団体からのヒアリングによれば、入札等には銀行、信用金庫等のほかに農協及び信漁連も参加しており、特に農協は福井県内の全ての市町に店舗を有しているところ、これらの競争事業者は、資金面で十分な供給余力を有していると認められる。

以上のことから、地方公共団体向け貸出しについては、詳細に検討するまでもなく、本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

エ 小括

前記アないしウから、「大企業・中堅企業向け貸出し」及び「中小企業向け貸出し」について、更に検討した（後記2以下）。

2 大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しにおける地理的範囲

当事会社は、地理的範囲について、大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しのいずれについても、下表の7つの経済圏（以下、単に「経済圏」という。）の範囲で競争していると説明した。

¹⁴ 後記第6の2のとおり、中小企業向け貸出しについては、隣接市場からの競争圧力以外の要素により競争の実質的制限に係る判断が可能であったことから、本件では、隣接市場からの競争圧力について検討する必要は生じなかった。

経済圏	含まれる市町
嶺北（れいほく）地区	坂井市， あわら市
福井地区	福井市
高志・奥越（こし・おくえつ）地区	大野市， 勝山市， 永平寺町
鯖江地区	鯖江市， 越前町
武生（たけふ）地区	越前市， 南越前町， 池田町
敦賀（つるが）地区	敦賀市， 美浜町， 若狭町
若狭地区	小浜市， 高浜町， おおい町



この点についての検討結果等は以下のとおりである。

(1) 背景事情等

金融機関及び需要者からのヒアリングによれば、福井県における金融機関と需要者との取引においては、金融機関が需要者を訪問することが多く、需要者が金融機関の店舗に赴くことは少ない。このため、需要者は、金融機関の店舗が遠隔地にあることは取引を行う上で特に障害とはなら

ないとしている。これに対し、金融機関は、貸出しを行った後にも営業担当者が継続して需要者を訪問するところ、店舗の遠隔地に所在する需要者への貸出しは、当該訪問のコストが高いことから現実的には困難であるとしている。

以上のことから、本件の大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しにおける地理的範囲の画定においては、金融機関の各店舗から営業担当者が現実的に訪問可能な範囲が主たる問題となる。

また、金融機関からのヒアリングによれば、大企業・中堅企業向け貸出しについては、需要者の事業規模や貸出金額が大きい傾向にあるため、訪問のコストが高くてもそれを上回る利益が得やすく、需要者が中小企業である場合よりも各店舗から訪問可能な地理的範囲は広い。

(2) 大企業・中堅企業向け貸出し

当事会社はいずれも、主として福井県内に所在する需要者に対して貸出しを行っていることから、本件については基本的に福井県内の需要者への影響が問題となるところ、福井県内の大企業・中堅企業に対する貸出しは、金額ベースでほとんど全てが銀行により行われている。

金融機関からのヒアリングによれば、前記(1)のとおり、大企業・中堅企業向け貸出しについては、各店舗の遠隔地に所在する需要者であっても利益が得やすいことから訪問可能な地理的範囲は広く、これらの銀行は、おおむね、福井県内に所在する大企業・中堅企業については、所在する市町を問わず、特に問題なく貸出しを行うことができると認められる。

以上のことから、大企業・中堅企業向け貸出しについては、「福井県」を地理的範囲とし、福井県内に所在する需要者に事業性貸出しを行う金融機関を同じ市場に属する競争事業者として検討した。

(3) 中小企業向け貸出し

金融機関からのヒアリング及び提出資料によれば、福井県内で中小企業向け貸出しを行う各金融機関の営業先又は貸出先の地理的分布は、経済圏の範囲とおおむね一致するか、それよりも広い状況にある。

また、金融機関からのヒアリングによると、前記(1)のとおり、中小企業向けの貸出しは大企業・中堅企業向けの貸出しに比べて利益が出にくく現実的に訪問可能な範囲が狭いこともあって、金融機関が中小企業向けに事業性貸出しを行える地域は、基本的に店舗から自動車ですぐに移動可能な範囲とする者が多い。そして、当該範囲は、各経済圏の範囲よりも広い。

これらのことから、中小企業向け貸出しの地理的範囲は、経済圏の範囲と一致する又はそれよりも広いと考えられる。

以上を踏まえ、中小企業向け貸出しについては、より慎重に審査する観点から、各経済圏を地理的範囲として画定し、各経済圏に所在する需要者に事業性貸出しを行う金融機関をそれぞれ同じ市場に属する競争事業者として検討した。

第6 事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

1 大企業・中堅企業向け貸出し

令和2年3月末時点の福井県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア¹⁵の状況等は、下表のとおりである。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）においては、①企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）¹⁶が1,500以下である場合、②企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であつて、かつ、HHIの増分が250以下である場合、又は③企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合のいずれかに該当する場合には、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられないとしている¹⁷（このような基準を「セーフハーバー基準」と呼んでいる。以下同じ。）。下表に掲げる大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェアによれば、本件株式取得後のHHIの値及びその増分は上記②の場合に該当することから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

¹⁵ 市場シェアは貸出残高ベースで算出した。以下同じ。

¹⁶ 市場の集中度を表す指標で、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。

¹⁷ 企業結合ガイドライン 第4の1(3)

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア等】

順位	金融機関	
1	福井銀行	約35%
2	A	約15%
3	B	約15%
4	C	約10%
5	D	約5%
6	E	約5%
7	福邦銀行	0-5%
	その他	0-5%
	合計	100%
	合算市場シェア・順位：約40%・第1位	
	統合後のHHI：約2,300	
	HHIの増分：約230	

また、企業結合ガイドラインにおいては、水平型企业結合が上記①ないし③のいずれかに該当する場合であっても、一定の場合には、その他各般の判断要素に関する検討が必要となることがあるとするが、福井県における大企業・中堅企業向け貸出しについて、当該検討を必要とする事情は認められない。

このため、大企業・中堅企業向け貸出しについては、本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

なお、AないしEは全て銀行（都市銀行又は地方銀行）である。

2 中小企業向け貸出し

中小企業向け貸出しについては、まず、従来の福井県内での全般的な競争状況等を記載し（後記(1)）、その後、競争の実質的制限に係る検討結果について記載する。

検討結果の記載に当たっては、若狭地区以外の6つの経済圏（以下「6経済圏」という）については状況が類似していることからまとめて述べ（後記(2)）、若狭地区のみ状況が異なることから別に述べる（後記(3)）。

(1) 中小企業向け貸出しに係る従来の競争状況等

福井銀行は地方銀行、福邦銀行は第二地方銀行であるところ、元々個人向けの金融機関であった無尽を起源とする第二地方銀行は、一般に、地域

に密着した比較的小規模な銀行が多いとされており¹⁸、地方銀行と比べて中小企業に対する貸出しの割合が高く¹⁹、また、地方銀行よりも小口の貸出しが多いと考えられる。このことは、福井銀行及び福邦銀行における中小企業向け貸出しの状況にも当てはまる。

金融機関及び需要者からのヒアリングや、金融機関からの提出資料によると、中小企業向け貸出しについて、当事会社それぞれの主たる貸出先の規模は異なり、両者の取引先需要者の重複は比較的少ない。また、個々の需要者との取引について現に当事会社間で具体的競合が生じている例は比較的少ないことがうかがわれる。そして、金融機関及び需要者からのヒアリングによれば、福井銀行と比較的強い競争関係にあるのは、中小企業の中でも比較的大規模な需要者に対する貸出しについては地方銀行であり、比較的小規模な需要者に対する貸出しについては各地域の信用金庫であるとみられている。これに対し、福邦銀行は小規模な需要者を主な貸出先としており、同行と比較的強い競争関係にあるとみられているのは、各地域の信用金庫であった。

これらのことから、当事会社間の競争関係の程度は、当事会社それぞれの各競争事業者との競争関係の程度と比べて、比較的弱いことがうかがわれ、少なくとも、特に強いとは認められなかった。

また、当事会社及び競争事業者の中には、他の金融機関の取引先需要者に対して低い金利を提示して借換えを提案する者が複数おり、また、過去数年以内に福井県内に新たな支店を開設して取引拡大を図っている者がいるなど、中小企業向け貸出しについて、ある程度活発な競争が行われていると認められる。

(2) 6 経済圏

ア 市場シェア等

6 経済圏それぞれについて、令和2年3月末時点の中小企業向け貸出しの市場シェア等は次の各表のとおりであり、いずれも水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

¹⁸ 令和2年10月28日開催の銀行制度等ワーキング・グループ（金融審議会）会議における第二地方銀行協会提出資料。

¹⁹ 法人向け貸出しに占める中小企業向け貸出しの割合は、地方銀行においては72.2%である（「地方銀行2019年度決算の概要」（令和2年6月17日一般社団法人全国地方銀行協会））のに対し、第二地方銀行においては98.6%となっている（「加盟地方銀行の2020年3月末現在の業況」（一般社団法人第二地方銀行協会ウェブサイト（<https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/conditions.html>）））。

【嶺北地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	F	約30%
2	福井銀行	約25%
3	G	約20%
4	福邦銀行	約10%
5	H	約5%
	その他	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約3,000		
HHIの増分：約600		

【福井地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	福井銀行	約35%
2	I	約25%
3	J	約15%
4	福邦銀行	約15%
5	K	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,200		
HHIの増分：約900		

【高志・奥越地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	福井銀行	約30%
2	L	約30%
3	M	約20%
4	福邦銀行	約5%
5	N	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約2,800		
HHIの増分：約500		

【鯖江地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	O	約25%
2	P	約25%
3	福井銀行	約25%
4	福邦銀行	約10%
5	Q	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約35%・第1位		
統合後のHHI：約2,400		
HHIの増分：約400		

【武生地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	R	約35%
2	福井銀行	約30%
3	S	約15%
4	福邦銀行	約10%
5	T	約10%
	その他	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約3,000		
HHIの増分：約600		

【敦賀地区】

順位	金融機関名	市場シェア
1	U	約35%
2	福井銀行	約25%
3	V	約25%
4	福邦銀行	約10%
5	W	0-5%
	その他	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約35%・第1位		
統合後のHHI：約3,100		
HHIの増分：約500		

当事会社グループの合算市場シェアは約35%ないし約50%であ

り、いずれの経済圏でも第1位となる。一方、いずれの経済圏においても、シェア約15%以上の競争事業者が2以上存在している。また、いずれの経済圏でも、当事会社の合算市場シェアと有力な競争事業者のシェアの格差は必ずしも大きいとはいえない。

FないしWは、いずれも、福井県内に店舗を置く地方銀行又は信用金庫である。

イ 競争事業者の供給余力

競争事業者が複数存在する場合であっても、当該競争事業者の供給余力が十分でない場合には、当事会社グループに対する牽制力が働かないことがある。このため、競争事業者の供給余力が十分でない場合には、本件株式取得後の当事会社グループの市場シェアと競争事業者の市場シェアとの格差がさほど大きくないときであっても、本件株式取得が競争に及ぼす影響は小さいとはいえないことがある²⁰。そして、金融機関における事業性貸出しに係る供給余力には、大きく分けて、資金面での供給余力と体制面での供給余力がある。

(7) 資金面での供給余力

6経済圏のそれぞれにおける競争事業者の資金面での供給余力については、各競争事業者について、①預金残高と貸出残高の差や、②自己資本比率規制の下で貸出可能な上限額を考慮して検討した。

銀行については、福井県における当事会社2社の事業性貸出し残高の合計（大企業・中堅企業向けを含む。）を上記①及び②がそれぞれ上回るなど、いずれも、資金面で十分な供給余力を有していると認められる。

また、信用金庫についても、各信用金庫の主な営業範囲たる経済圏における当事会社2社の中小企業向け事業性貸出し残高の合計を、上記①及び②がそれぞれ上回っており、いずれも、資金面で十分な供給余力を有していると認められる。

(イ) 体制面での供給余力

6経済圏のそれぞれにおける競争事業者の体制面での供給余力については、まず、審査時点における各競争事業者の貸出先需要者数、営業担当者数及び各担当者の担当需要者数、営業担当者の増員の現実的

²⁰ 企業結合ガイドライン 第4の2(1)オ

可能性、貸出し後の需要者への訪問に要する時間等を踏まえて、各競争事業者が新規に貸出しを行うことが可能な需要者数を確認した。

また、競争事業者からのヒアリングによれば、競争事業者にとって、従来取引がなかった新規の需要者に貸出しを開始する場合には、営業担当者の訪問先需要者数が増える一方、既存の貸出先への貸出金額又は貸出案件数が増加する場合には、訪問すべき需要者数が増加することはないため、営業担当者数の不足が制約となって貸出しが困難となることはないと認められる。そして、当事会社の貸出先需要者のうち、競争事業者からも貸出しを受けている者は、競争事業者にとっては既存の貸出先となる。

以上を踏まえ、当事会社の貸出先需要者数と、各競争事業者が追加的に貸出しを行うことが可能な需要者数の合算値とを比較したところ、6経済圏のそれぞれにおいて、競争事業者は、全体としてみれば、当事会社の貸出先需要者の多くに当事会社に代わって貸し出しを行うことが可能な状況にあり、体制面で十分な供給余力を有していると認められる。

ウ 単独行動に係る競争の実質的制限について

6経済圏については、いずれも、有力な競争事業者が複数存在し、競争事業者は資金面及び体制面で十分な供給余力を有すること（前記ア及びイ）から、競争事業者は十分な牽制力を有すると認められる。また、前記(1)のとおり、当事会社間の従来競争関係の程度は、当事会社それぞれの各競争事業者との競争関係の程度と比べて、特に強いとは認められない。

このため、本件株式取得により、6経済圏における中小企業向け貸出しに係る競争が実質的に制限され、当事会社が単独で金利その他の取引条件をある程度自由に左右することのできる状態が生じることとはならないと認められる。

エ 協調的行動に係る競争の実質的制限について

福井県内の中小企業向け事業性貸出しの取引条件は、貸出し案件ごとに、金融機関と需要者との相対交渉により決定され（前記第4の2(1)イ）、その内容は非公表である。取引条件としては、金利水準のほか、固定金利又は変動金利の別、担保や保証の要否及び内容、返済期限等があり（前記第4の2(1)ア）、これらの条件について様々な組合せがあり得る。また、金融機関は貸出しのコストを勘案して金利水準を

検討するところ、コストの水準は金融機関によって異なり、金融機関が他の金融機関のコスト水準を把握することは困難である（前記第4の2(1)オ）。

以上のことから、6経済圏の中小企業向け事業性貸出しについては、協調的行動の前提となる供給者間での共通認識の成立や相互予測が容易でなく、協調的行動からの逸脱の監視も容易でないと認められる。

このため、本件株式取得により、6経済圏における中小企業向け貸出しに係る競争が実質的に制限され、当事会社と競争事業者が協調して金利その他の取引条件をある程度自由に左右することのできる状態が生じることとはならないと認められる。

(3) 若狭地区

ア 市場シェア等

若狭地区における、令和2年3月末時点の中小企業向け貸出しの市場シェア等は下表のとおりであり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【若狭地区における中小企業向け貸出しの市場シェア等】

順位	金融機関	
1	X	約35%
2	福井銀行	約30%
3	福邦銀行	約20%
4	Y	約5%
5	Z	約5%
6	AA	0-5%
7	BB	0-5%
8	CC	0-5%
9	DD	0-5%
	その他	0-5%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,800		
HHIの増分：約1,200		

当事会社グループの合算市場シェアは約50%で第1位となる。一方、本件株式取得前の各当事会社のシェアを上回る約35%の市場シェアを有する競争事業者Xが存在している。

XないしDDは、銀行又は信用金庫である。

イ 店舗網及び営業範囲

当事会社の若狭地区内の実質的な店舗数²¹は、福井銀行が4（小浜市2，おおい町1，高浜町1），福邦銀行が2（小浜市1，高浜町1）である。

これに対し、競争事業者は、前記アの表に記載された7名のうち2名が若狭地区内に店舗を置いており、競争事業者の店舗数は合計で7（小浜市4，おおい町1，高浜町2）である。また、競争事業者及び需要者からのヒアリングによると、若狭地区内に店舗が無い競争事業者のうち3名は、福井県内の他の経済圏又は福井県に隣接する府県に置く店舗から、若狭地区の全域又は一部地域の需要者を日常的に訪問し、取引を獲得することが可能であると認められる。その他の競争事業者は、競争事業者からのヒアリング等によると、最寄りの店舗が遠隔地にあることなどから、若狭地区の需要者から広く取引を獲得することは困難である²²。

以上のことから、若狭地区において、本件株式取得後の当事会社に対する実質的な牽制力となり得る競争事業者は、前記2名及び3名の計5名であると認められる。

ウ 競争事業者の供給余力

(7) 資金面での供給余力

若狭地区において本件株式取得後の当事会社に対する実質的な牽制力となり得る前記アの5名の競争事業者の資金面での供給余力については、前記(2)イ(7)と同様、各競争事業者について、①預金残高と貸出残高の差や、②自己資本比率規制の下で貸出可能な上限額を考慮して検討した。

そのうち、銀行については、いずれも、福井県における当事会社の事業性貸出し残高（大企業・中堅企業向けを含む総額）を上記①及び②が大きく上回っており、資金面で十分な供給余力を有していると認められる。

また、信用金庫についても、いずれも、若狭地区における当事会社の中小企業向け貸出残高の総額を、上記①及び②が上回っており、資金面で十分な供給余力を有していると認められる。

²¹ ある支店内に別の支店（支店内支店）がある場合は両者を併せて1店舗とした。

²² これらの競争事業者は、当該地域の需要者に対する貸出残高を有している。しかし、競争事業者からのヒアリングによると、その理由は、競争事業者の営業範囲内に所在する当該需要者の親会社等に営業活動を行って取引を獲得した、営業範囲内に所在していた需要者が返済期間中に当該地域に移転したなどの事情によるものである。このため、これらの競争事業者は、当該地域で広く他の需要者向けの取引を獲得できる状況にはない。

(イ) 体制面での供給余力

前記アの5名の競争事業者の体制面での供給余力については、前記(2)イ(イ)と同様に、まず、各競争事業者が新規に貸出しを行うことが可能な需要者数を確認した。

また、前記(2)イ(イ)のとおり、競争事業者が既存の貸出先への貸出金額又は貸出案件数を増加させる場合には、訪問すべき需要者数が増加することはないため、営業担当者の不足が制約となって貸出しが困難となることはない。そして、当事会社の貸出先需要者のうち、競争事業者からも貸出しを受けている者は、競争事業者にとっては既存の貸出先となる。

以上を踏まえ、当事会社の貸出先需要者数と、前記アの5名の競争事業者が追加的に貸出しを行うことが可能な需要者数の合計値とを比較したところ、競争事業者は、全体としてみれば、当事会社の貸出先需要者の多くに当事会社に代わって貸し出しを行うことが可能な状況にあり、体制面で十分な供給余力を有していると認められる。

エ 単独行動に係る競争の実質的制限について

若狭地区については、競争事業者が複数存在し、競争事業者は、資金面及び体制面で十分な供給余力を有すること(前記アないしウ)から、十分な牽制力を有すると認められる。また、前記(1)のとおり、当事会社間の従来競争関係の程度は、当事会社それぞれの各競争事業者との競争関係の程度と比べて、特に強いとは認められない。

このため、本件株式取得により、若狭地区における中小企業向け貸出しに係る競争が実質的に制限され、当事会社が単独で金利その他の取引条件をある程度自由に左右することのできる状態が生じることとはならないと認められる。

オ 協調的行動に係る競争の実質的制限について

若狭地区の中小企業向け事業性貸出しについては、前記(2)オと同様、協調的行動の前提となる供給者間での共通認識の成立や相互予測が容易でなく、協調的行動からの逸脱の監視も容易でないと認められる。

このため、本件株式取得により、若狭地区における中小企業向け貸出しに係る競争が実質的に制限され、当事会社と競争事業者が協調して金利その他の取引条件をある程度自由に左右することのできる状態が生じることとはならないと認められる。

第7 結論

本件株式取得が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。